



鳥取県公報

令和6年8月20日（火）
第9621号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定（491）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（492）（企業支援課）・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（493）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業計画の変更（494）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	保安林の指定（495）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	公共測量の実施（2件）（496・497）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良事業計画の変更の認可（3件）（498～500）（西部総合事務所農林局）・・ 4
◇ 合同選管 告 示	鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長の選任（1）・・ 4
◇ 公 告	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（経営支援課）・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	随意契約の相手方の決定（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

告 示

鳥取県告示第491号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社 Connecting Dots	米子市東福原 五丁目2-24	ほしぞら薬局皆生 通り店	米子市東福原六丁 目1-2	育成医療、更 生医療、精神 通院医療	令和6年8 月1日

鳥取県告示第492号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子市米原複合 米子市米原六丁目257ほか
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麴町五丁目1-1
- 変更する事項
施設の運営方法に関する事項
(1) 駐車場の自動車の出入口の数
変更前 2か所
変更後 3か所
(2) 駐車場の自動車の出入口の位置
6の書類に記載のとおり
- 変更年月日
令和6年8月3日
- 届出年月日
令和6年8月2日
- 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 縦覧に供する期間
令和6年8月20日から4月間
- 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課
- 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第493号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、秋里江津土地改良区の定款の変更を令和6

年8月9日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第494号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 松谷第3地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和6年8月20日から同年9月9日まで
- 3 縦覧に供する場所
琴浦町役場
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第495号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所
鳥取市青谷町八葉寺字大門55、61（次の図に示す部分に限る。）、字大竹山916の1、922
- 2 指定の目的
落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第496号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 3級基準点測量及び4級基準点測量（短路線方式）

- 2 作業期間 令和6年8月19日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 米子市青木地内

鳥取県告示第497号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 2 作業期間 令和6年8月19日から同年11月29日まで
- 3 作業地域 日野郡日野町榎市及び小原

鳥取県告示第498号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、大山区畑地土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和6年8月7日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和6年8月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

鳥取県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、中山地区畑地土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和6年8月7日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和6年8月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

鳥取県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、名和地区畑地土地改良区が行う土地改良事業に係る土地改良事業計画の変更を令和6年8月7日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

令和6年8月20日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

合 同 選 管 告 示

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

令和6年8月1日開催した鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会において、次の者を鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長に選任した。

令和6年8月20日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

鳥取県東伯郡琴浦町赤碕1971-2 藤村 実千子

任期 令和6年10月20日から令和9年10月19日まで

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
米子市日下字門田1818-2	田	832

2 申請に係る農地の利用の現況

農地の所有者が不明であり、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となっている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円／年）	補償金の支払の方法
米子市日下字門田1818-2	令和6年11月	10年	1,248	農地を利用する権利の始期までに鳥取地方法務局米子支局に供託する。

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年9月3日

(2) 提出先

鳥取県農林水産部農業振興局経営支援課（鳥取市東町一丁目220）

(3) 記載事項

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県指紋情報管理システム貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 鳥取県指紋情報管理システム用機器 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 業務期間

ア 履行期間

契約締結日から令和13年3月31日(月)まで

イ 借入物品及び購入物品の納入期限

入札説明書による。

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

令和7年4月1日(火)から令和13年3月31日(月)まで(72月間)

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(4)のウの期間(72月)で月割りした1月当たりの単価(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に、課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

ア 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料(賃貸借期間終了後における借入物品の撤去費、処分費その他の費用を含む。)及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で(1)に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で(2)に掲げる要件を全て満たすものの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

エ 本件調達の公告日から開札日(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱(平成29年10月5日付第201700167239号)第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業務区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和6年8月27日(火)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより

4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

カ この公告に示した物品を1の(4)のイの納入期限までに1の(3)の履行場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

ク (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ、ウ、エ及びキの要件を全て満たしていること。また、(1)のカの要件については、2者のうちいずれか1者が満たしている場合は、当該要件を満たすものとする。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類又はその他の賃借のその他に登録されていること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和6年8月27日(火)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で令和6年8月20日(火)から同月26日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年10月1日(火)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同年9月30日(月)午後5時とする。)

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「1回目」、「2回目」及び「3回目」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、2回目以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和6年9月6日(金)午後5時までに持参し、又は郵便等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載した金額に72を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 入札費用の負担

本件入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

・Equipment of Tottori fingerprints administration system, 1 set

・Software for Tottori fingerprints administration system, 1 set

- (2) September 6, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) October 1, 2024 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

September 30, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters
1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan
TEL 0857-23-0110

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県警察通信指令・総合指揮システム改修業務 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 令和6年7月24日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 富士通 J a p a n 株式会社岡山・山陰公共ビジネス部
鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 契約金額 | 42,634,900円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |